

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び酒田市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山形県地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に酒田市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に酒田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に酒田市以外の市区町村に転出した場合：半額